

付帯メニュー定義書
【セット割】
(四国エリア)

株式会社アイエフネット

1. 定義

- 付帯メニュー定義書【セット割】（四国エリア）は、下記、適用条件が適用になるお客さま向けに、当社の電気需給約款【低圧】（四国エリア）（以下、「電気需給約款」といいます。）および別表にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

2. 適用条件

- 当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、セット割を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - ① お客さまが、当社の電気需給約款に基づく電気需給契約の契約者であること。
 - ② 媒介・取次・代理業者が提供するサービスの契約者、または契約予定者であること。

3. 割引額の変更について

- 当社は、一般送配電事業者の規制料金が改定された場合、または発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他合理的理由により料金改定が必要となる場合は、セット割による割引額も含め、電気需給契約に定める料金単価を変更することがあります。

単価変更の手順は「電気需給約款」の通り、下記内容に従います。

- ① 当社は事前に変更後の新たな料金単価、およびその適用開始日（以下、「新料金単価開始日」といいます。）を当社 WEB サイトでお客さまに通知いたします。
- ② お客さまは、変更後の新たな料金単価に異議がある場合は、新料金単価適用開始日の 15 日前までに、当社に対して当社所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の規定に関わらず、新料金単価の前日をもって終了するといたします。
- ③ 上記②に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

4. 割引内容

- 当社は、適用条件に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金から毎月の契約容量および使用電力量に応じて下記表のとおりを割引します。

(1) 速トクでんき 基本プラン A 適用 割引額

単位：円（税込）

使用電力量	割引額
～99kWh	0
100kWh～199kWh	0
200kWh～299kWh	30
300kWh～399kWh	80
400kWh～599kWh	170
600kWh～799kWh	350
800kWh～999kWh	520
1,000kWh～1,999kWh	700
2,000kWh～2,999kWh	1,580
3,000kWh～3,999kWh	2,460
4,000kWh～	3,340

(2) 速トクでんき 基本プラン B 適用 割引額

単位：円（税込）

契約容量 使用電力量	6～9kVA	10～19kVA	20～29kVA	30～39kVA	40～49kVA
～499kWh	90	190	430	680	920
500kWh～999kWh	170	270	520	760	1,010
1,000kWh～1,499kWh	370	470	710	960	1,200
1,500kWh～1,999kWh	560	660	910	1,150	1,400
2,000kWh～2,999kWh	760	860	1,100	1,350	1,590
3,000kWh～3,999kWh	1,150	1,250	1,490	1,740	1,980
4,000kWh～5,999kWh	1,540	1,640	1,880	2,130	2,370
6,000kWh～8,999kWh	1,540	2,420	2,670	2,910	3,160
9,000kWh～11,999kWh	1,540	2,420	3,840	4,080	4,330
12,000kWh～14,999kWh	1,540	2,420	5,010	5,260	5,500
15,000kWh～19,999kWh	1,540	2,420	6,180	6,430	6,670
20,000kWh～29,999kWh	1,540	2,420	6,180	8,380	8,630
30,000kWh～	1,540	2,420	6,180	8,380	12,540

5. 日割計算時の取扱い

電気需給約款 第 16 条料金の算定および算定期間にもとづき電気料金を日割にて計算する場合には、割引内容の算定式は以下とします。

$$1 \text{ 月の割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

6. 解除条件

当社は、お客さまが、適用条件を満たさないことが判明した場合には、セット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- ① 当社との電気の契約を解約する場合
 - ・ 電気需給約款 第 36 条（解約等）による解約日
- ② ①以外の事由による場合
 - ・ 当該事由発生日の直後の電気の計量日
 - ・ 当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、①で定める解約日